

貸与物品

貸与物品は、**市が収集しているごみ集積場所**での使用に**限り**ます。

貸出場所：環境事業課 及び 環境政策課 窓口

●防鳥ネット

(3m×3m、3m×4mの2種)

普通ごみをそのままごみ集積所に置いておくと、カラスや猫が荒らしてしまいます。そうならないように、ごみを覆うネットを貸し出しています。



●びん回収箱

(縦 37.5cm×横 52.5cm×高さ 36.5cm
折りたたむと高さが8cm)

びんは割れやすく危険なため、専用の箱を貸し出しています。びん回収箱を利用するときは袋に入れず、直接箱に入れてください。



●ごみ集積場所表示板

(縦 60.5cm×横 45.5cm×厚さ 1mm)

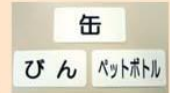
ごみ集積場所に設置し、ごみの収集曜日などを書き込むことができるようになっています。



●資源物分類表示板

(表示板1枚=縦 10cm×横 20cm×厚さ 2mm)

集積場所へ缶・びん・ペットボトルをそれぞれ分けて出してもらうための表示板です。



スマイル収集

茨木市が収集する資源物・ごみを所定のごみ集積場所に持ち出すことが困難な方を対象とするサービスで、決まった曜日に玄関先に出された資源物やごみを市が収集に伺います。

対象となる世帯

市内に居住し、世帯構成員全員が右のいずれかに該当する世帯です。ただし、親族や近隣の方などの協力を受けることができる世帯は除きます。

- (1) 要介護度3以上の認定を受けている65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている障害の程度が1級または2級の方
- (3) 療育手帳の交付を受けている障害の程度がAの方
- (4) 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている障害の程度が1級の方
- (5) その他市長が必要と認める方

※同居している人がいても高齢者や年少者などで協力が困難な世帯は対象となる場合があります。

詳細は環境事業課 業務係 (☎072-634-0351) までお問い合わせください。

資源物の持ち去りは禁止です！

茨木市では、資源物(缶・びん・ペットボトル、古紙・古布)の持ち去りは、「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条第1項」で禁止事項としています。条例に違反して持ち去り行為を行った場合、持ち去り行為の禁止を命じることがあり、命令に違反した場合は20万円以下の罰金を科せられることがあります。市では、持ち去り行為を防ぐために以下のような取組を行っていますので、市民の皆様のご協力をお願いいたします。



●ごみ集積所に設置する看板・啓発シートの作成

持ち去り禁止の周知用の看板・防鳥ネット用シートを用意しています。希望される方は、環境政策課(☎072-620-1644)までお問い合わせください。

●職員によるパトロールの実施

市職員によるパトロールを実施しています。持ち去り行為を発見した時は、具体的な目撃情報をいただくとパトロールの強化につながりますので、ご協力をお願いいたします。

ごみ分別アプリ「茨ごみプリ」

無料

茨ごみプリは、ごみの分別や収集日が簡単に分かるとても便利なアプリです。収集日のお知らせアラートやごみの分別を楽しく学べるゲーム機能もついています。スマートフォンをご利用の方は無料で簡単にダウンロードできますので、ぜひご利用ください。



配信中!! アプリの導入方法

方法1：iPhoneをお使いの方はApp store、Androidをお使いの方はGoogle playで「茨木市ごみ分別アプリ」と検索してください。

方法2：右のQRコードを読み取ってください。



iPhone用



Android用

